

青森県 I C T を活用した高齢者の見守り体制構築業務実施要領

1 目的

医療や福祉等の公的サービスを利用していない高齢者の社会参加の促進や、健康状態を把握すること等を目的として、つどいの場やスーパー等に配置した機器等で生活状況を確認し、支援が必要な人々に効果的なアウトリーチ支援を届けられるよう、また少子高齢化の進行に伴い、市町村の職員数が減少する中で、より効率的な見守りや I C T を活用した支援ができるよう、検討・検証する。

2 実施主体

青森県

3 業務名

I C T を活用した高齢者の見守り体制構築業務

4 委託業務内容

(1) モデル自治体（南部町）の住民や関係者への意見聴取

モデル自治体（南部町）の特定地区の住民や、商店の経営者や従業員、福祉担当課等の町職員（4 課程度を想定）から、高齢者の行動を踏まえた見守り方法について意見聴取する。

なお、特定地区については、県と協議の上で決定すること。

(2) 使用する I C T 機器等と設置場所、実施方法の提案

(1) を踏まえ、使用する I C T 機器等と設置場所、実施方法を提案する。

なお、高齢者の社会参加の促進に係るものとして、つどいの場（通いの場）や、モデル自治体の健康づくり事業、ボランティア活動に参加した場合に付与されるポイント等のシステム管理と、電子マネー等のペーパーレスな還元方法についても検討するものとする。

(3) 住民や関係者への説明

検証事業実施地区の住民や関係機関に検証事業の内容についての説明を行う。

なお、原則として対面型で説明を行うこととするが、その方法は個別説明、説明会開催のいずれでも可とする。

(4) I C T 機器等の整備及び設置

検討した I C T 機器等を整備し、必要箇所に設置する。

なお、I C T 機器等の整備・設置については、当該 I C T 機器を取り扱う企業への再委託も可能とする（知事の承認が必要）。

(5) 検証事業の実施

検証事業への参加住民に必要な機器等を配付する。

なお参加住民の上限は 200 人以内とする。

(6) 検証事業に係る意見聴取

検証事業の参加者（住民、商店の経営者、町職員等）に意見を聴取する。

(7) 報告書の作成

検討・検証結果を踏まえ、モデル自治体（南部町）での適切な見守り体制とともに、県内他市町村での横展開についての考察を加えた報告書を作成する。

5 留意事項

(1) ICT機器等の故障

ICT機器等が不良品であった際の修理・交換の責任は、受注者が負う。

ICT機器等の使用方法で起こった故障等については、使用者は修理等の責任を負わない。機材等の故障にかかる修理や交換については、受注者はメーカー保証の範囲内で、修理交換を行う。

(2) ICT機器使用中の怪我

受注者は、機材使用中の怪我に対する責任を負わない。

(3) 権利関係

本業務により制作された一切の著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、事業費で購入したICT機器等の所有権は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

6 委託業務の上限額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 委託業務の期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

8 成果品

事業実施報告書を電子データにより納品すること。

9 業務委託業者選定

別添「青森県ICTを活用した高齢者の見守り体制構築業務企画コンペ実施要領」による。